

# ご加入手続き方法は簡単便利なインターネットから!!

## STEP 1 ホームページにアクセスしてログイン (https://www.fukushihoken.co.jp)



ユーザーID、パスワードをお持ちでない施設の方はこちらをクリックしてください。

ユーザーID (8桁) とパスワード (8文字) を半角英数で入力し、ログインボタンをクリック。

ID/PW取得前でも、ここから簡単な保険料試算ができます。

## STEP 2 メインメニューから加入申込を選択



[加入申込] をクリック

## STEP 3 加入内容の入力



1行毎に1施設(1事業)を入力してください。

加入するプランや口数を選択して[保険料計算] ボタンをクリックしてください。

## STEP 4 入力内容の確認



入力内容に誤りがないことを確認してください。

チェックして [申込] ボタンをクリックしてください。

## STEP 5 加入申込完了

ご送金のお手続きをお願いします。(請求書の発行依頼もできます)

(注)このページの画面はイメージです。実際の画面とは異なる場合もございます。

### お問い合わせ先 (取扱代理店)

**株式会社 福祉保険サービス**  
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル17F  
TEL: 03-3581-4667 FAX: 03-3581-4763  
受付時間/平日 午前9時30分から午後5時30分まで  
(土日、祝日、年末年始を除きます。)

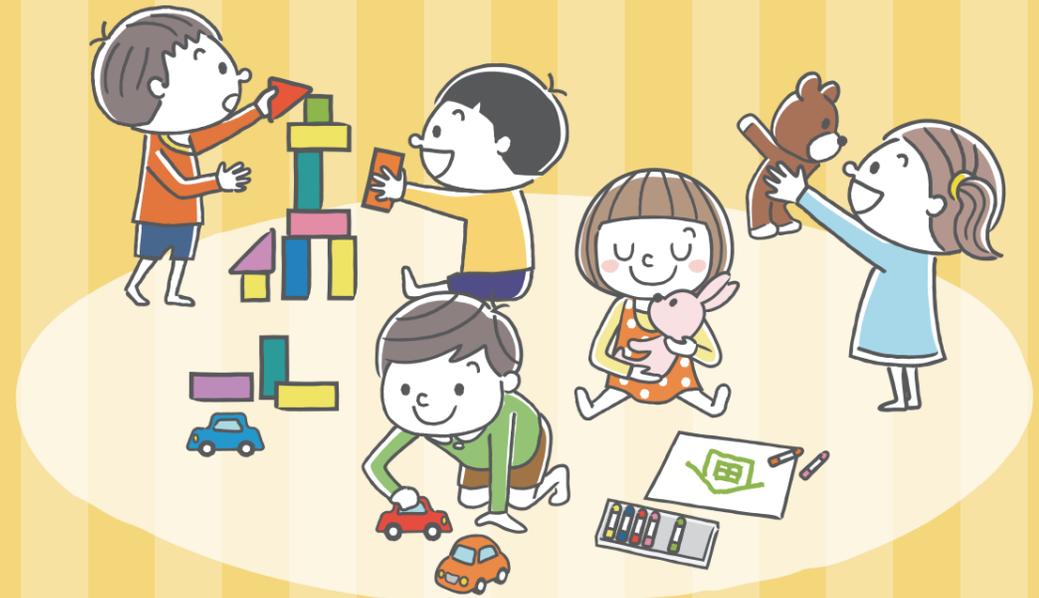
### 引受保険会社 (幹事保険会社)

**損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課**  
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1  
TEL: 03-3349-5137  
受付時間/平日 午前9時から午後5時まで  
(土日、祝日、年末年始を除きます。)

### 団体契約者

**社会福祉法人 全国社会福祉協議会 (総務部)**  
〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル  
TEL: 03-3581-7820 FAX: 03-3581-7854  
受付時間/平日 午前9時30分から午後5時30分まで  
(土日、祝日、年末年始を除きます。)

- 社会福祉施設総合損害補償「保育所・認定こども園の損害補償」の各補償は、全国社会福祉協議会が引受保険会社(損害保険ジャパン株式会社)と締結した保険約款により行います。
- このパンフレットは概要になります。詳細は「保育所・認定こども園の損害補償」の手引または、ふくしの保険ホームページをご参照ください。また、ご不明な点等につきましては福祉保険サービスまたは損保ジャパンまでお問い合わせください。



保育所における賠償・傷害事故と、経営にともなう法人のリスクを幅広く補償します。

# 保育所・認定こども園の損害補償 簡易版



### プラン1 保育所業務の補償

- ①基本補償 (オプション1 地域子育て支援拠点事業等補償) (オプション2 保育所の借用不動産賠償事故補償) (オプション3 看護職の賠償責任補償) (オプション4 クレーム対応サポート補償)
- ②個人情報漏えい対応補償
- ③保育所の什器・備品損害補償

### プラン2 保育所利用者の補償

- ①園児の傷害事故補償
- ②来園者の傷害事故補償
- ③園児送迎車搭乗中の傷害事故補償

### プラン3 職員等の補償

- ①保育所の労災事故補償
  - 職員の労災上乗せ補償
  - 使用者賠償責任補償
- ②役員・職員の傷害事故補償
- ③役員・職員の感染症罹患事故補償
- ④雇用慣行賠償補償

### プラン4 法人役員等の補償

社会福祉法人役員等の賠償責任補償

保険期間 | 令和7年4月1日～令和8年4月1日

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

ご加入手続きは、  
簡単便利なインターネットから!  
令和7年2月3日(月)受付開始

ふくしの保険 検索

# 「保育所・認定こども園の損害補償」3つの特色

※本パンフレットでは認可保育所ならびに認定こども園を保育所と表記します。

社会福祉法人が行う「地域における公益的な取組」も補償対象となります。 ※プラン1-①オプション1の加入が必要です。

## さまざまなリスクに対応

保育所に必要な補償をセットプランと個別プランの4つのプランにて用意しており、保育所業務のための補償や保育所利用者のための補償、保育所職員のための補償を総合的に準備することができます。

## 団体契約のため 有利な補償と 割安な保険料

「保育所の損害補償」は、スケールメリットを活かした団体契約ですので、個別契約より割安な保険料で加入できます。

## 加入対象は 認可保育所、認定こども園です

全社協・都道府県社協・市区町村社協(各種別協議会を含む)の会員である社会福祉法人等が運営する認可保育所、認定こども園が対象です。



### こんな時にお役にたてます!!

#### 事例 1

園庭で園児がボール遊びをしていたところ、ボールがフェンスを越え駐車中の車のボンネットにあたり、修理代を請求された。



●プラン1-①の賠償事故補償

#### 事例 2

近隣の住民が園児の声がうるさいと保育所に対して過度に苦情が申し立てられ、その対応のために職員が日常業務を遂行できず、保育所の運営に支障が生じている。



●プラン1-①オプション4のクレーム対応サポート補償

#### 事例 3

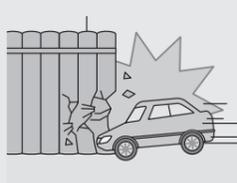
園庭で園児が鬼ごっこをしていたところ、遊具から転落して骨折した。



●プラン2-①の傷害事故補償

#### 事例 4

業務終了後、職員が自動車で帰宅途中、運転を誤ってセンターラインをオーバーして建物に衝突して負傷し、入院した。



●プラン3-①の労災上乗せ補償  
●プラン3-②の傷害事故補償

#### 事例 5

法人の業務縮小に伴い、一部職員を解雇したところ、不当に解雇されたとして、元職員が損害賠償を請求してきた。



●プラン3-④の雇用慣行賠償補償

#### 事例 6

助成金の使用方法に関し、適正と判断していたが、結果として要件違反に該当し、助成金の返還により予定外のコストが発生したとして、役員としての職務を怠ったとして訴えられた。



●プラン4の役員賠償責任補償

### ご加入例

#### 加入保育所例

##### 社会福祉法人◎△保育会

- 保育所(定員有) <合計定員数>70名
  - ・ ◎△保育園(60名)
  - ・ 一時保育(10名)
- 事業(定員無)
  - 合計年間事業収入1,324万円
  - ・ 地域子育て支援拠点支援事業(年間事業収入1,324万円)
  - ・ 地域子育て支援拠点支援事業(年間延べ利用者人数350名)
- 送迎車両1台(法定乗車定員数24名)
- 職員数20名(政府労災加入職員数)
- 法人全体の直近の事業収入1億円

#### 加入内容

- 保育所および事業に関する賠償補償
  - プラン1-①
    - ・ 基本補償
  - プラン1-① オプション1
    - ・ 地域子育て支援拠点事業等補償
- クレーム行為に対する補償
  - プラン1-① オプション4
    - ・ クレーム対応サポート補償
- 個人情報漏えいした際の補償
  - プラン1-②
    - ・ 個人情報漏えい対応補償
- 保育所の備品が破損した時の補償
  - プラン1-③
    - ・ 保育所の什器・備品損害補償
- 園児がケガをした時の補償
  - プラン2-①
    - ・ 園児の傷害事故補償
  - 来園者がケガをした時の補償
    - プラン2-②
      - ・ 来園者の傷害事故補償
    - 送迎車搭乗中にケガをした時の補償
      - プラン2-③
        - ・ 園児送迎車搭乗中の傷害事故補償
      - 職員の労災事故に関する補償
        - プラン3-①
          - ・ 職員の労災上乗せ補償
        - プラン3-④
          - ・ 雇用慣行賠償補償
        - 法人役員の補償
          - プラン4
            - ・ 社会福祉法人役員等の賠償責任補償

#### 〈保険料計算例(上記加入内容の場合)〉

プラン1-①	基本補償	合計定員数	70名	25,100円
	オプション1/地域子育て支援拠点事業等補償	合計年間事業収入	4円 × 1,324(万円) =	5,300円(円位四捨五入)
	オプション4/クレーム対応サポート補償	合計定員数	70名 加入タイプ:Aタイプ	35,000円
プラン1-②	個人情報漏えい対応補償	合計定員数	70名 加入タイプ:Sタイプ	13,000円
プラン1-③	保育所の什器・備品損害補償	合計定員数	70名	32,000円
プラン2-①	園児の傷害事故補償	保育所定員数	520円 × 70名 × 5口 =	182,000円
プラン2-②	来園者の傷害事故補償	年間延べ来園者人数	4円 × 350名 × 2口 =	2,800円
プラン2-③	園児送迎車搭乗中の傷害事故補償	合計法定乗車定員	2,000円 × 24名 × 2口 =	96,000円
プラン3-①	職員の労災上乗せ補償	職員数	1,800円 × 20名 =	36,000円
プラン3-④	雇用慣行賠償補償	法人全体の直近の事業収入	1億円 加入タイプ:Bタイプ	24,000円
プラン4	社会福祉法人役員等の賠償責任補償	法人全体の直近の事業収入	1億円 加入タイプ:Bタイプ	73,000円

保険料計算には、ホームページの計算機能が便利です

ふくしの保険

検索

合計年間保険料 **524,200円**

# プラン1 保育所業務の補償

## プラン1-① 基本補償

- 保育所(法人)が、保育所管理や保育所業務に起因する事故により、法律上の賠償責任を負った場合の補償です。
- 賠償責任が発生しない場合にもお支払いすることができる見舞費用も用意しております。

保険金額		自己負担額なし
賠償事故に対応	身体賠償(1名・1事故)	1億・7億円
	財物賠償(1事故)	1,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円
	うち 現金補償限度額(期間中)	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円
お見舞い等の各種費用	事故対応特別費用(期間中)	500万円
	被害者対応費用	1事故→10万円限度/自己負担額なし うち見舞金・見舞品 1名につき→5万円

基本補償・保険料		保険期間1年、一括払
保育所定員合計		保険料
1~50名		17,300~22,700円
51~100名		23,900~29,300円
以降150名まで1~10名増ごとに		1,200円
151名以降1~10名増ごとに		1,420円

◆基本補償は保育所事業(サービス)が対象となり、保育所事業(サービス)以外の「地域子育て支援拠点事業等」を補償対象とするには、別途オプション1地域子育て支援拠点事業等補償へのご加入が必要となります。

### オプション1 地域子育て支援拠点事業等補償

保育所業務(サービス)以外の「地域子育て支援拠点事業等」の事業(サービス)に起因する事故により、法律上の賠償責任を負った場合の補償です。  
セットプランまたはプラン1-①基本補償に加入している保育所が対象となります。

【重要】社会福祉法人によって実施される「地域における公益的な取組」もこのオプションで補償します。

保険金額	自己負担額なし	保険料	保険期間1年、一括払
プラン1-①基本補償 と同一金額		対象事業(サービス)の直近 会計年度の合計年間事業収入	
		1万円あたり4円	

### オプション2 保育所の借用不動産賠償事故補償

保育所業務(サービス)に使用するために借用する建物(不動産)が保育所の責めに帰すべき偶然な事故により損壊した場合において、建物の貸主に対して法律上の賠償責任を負担することによる損害を補償するプランです。  
セットプランまたはプラン1-①基本補償に加入している保育所が対象となります。

保険金額・保険料		保険期間1年、一括払、自己負担額なし		
		Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
保険金額		1,000万円	2,000万円	3,000万円
年額保険料	耐火構造	3,820円	4,290円	4,570円
	非耐火構造	6,360円	7,140円	7,610円

### オプション3 看護職の賠償責任補償

保育所(法人)に勤務する看護師個人が看護職として行う業務に起因して負った法律上の賠償責任を補償するプランです。  
セットプランまたはプラン1-①基本補償に加入している保育所が対象となります。

保険金額		自己負担額なし
対人賠償	1事故1億円(期間中3億円)	
初期対応費用	1事故 250万円	
被害者見舞費用	1事故 5万円	
保険料		保険期間1年、一括払
1名あたり		5,760円

### オプション4 クレーム対応サポート補償

第三者(利用者、そのご家族、近隣住民等)によるクレームに対応する場合にクレームコンシェルによる各種支援(相談、助言等)サービスを提供するとともに、法的手続きをとる場合の費用(弁護士費用等)を補償するプランです。  
セットプランまたはプラン1-①、オプション1に加入している保育所、サービスが対象となります。

※クレームコンシェルとは、クレーム行為に関する被保険者の方の相談窓口で、オペレーター、弁護士、専任コンサルタントが常駐しています。

保険金額・保険料		保険期間1年、一括払、自己負担額なし		
施設定員合計		Aタイプ 保険金額50万円	Bタイプ 保険金額150万円	Cタイプ 保険金額300万円
~50名		19,250円	42,000円	63,000円
51名~100名		35,000円	75,600円	113,400円
101名~150名		49,880円	113,400円	160,650円
151名~200名		66,500円	142,800円	201,600円
201名~250名		78,750円	168,000円	236,250円
251名~300名		89,250円	189,000円	264,600円

301名以上につきましては手引をご参照ください。

## プラン1-② 個人情報漏えい対応補償

保育所の園児等の個人情報漏えい、保育所(法人)に賠償責任が発生する場合(もしくは発生するおそれがある場合)の補償です。



保険金額・保険料		保険期間1年、一括払		
保険金の種類と 期間中支払限度額		Sタイプ	Aタイプ	Bタイプ
第三者への損害賠償 に関する補償	500万円	3,000万円	5,000万円	
各種費用保険金	期間中 50万円	期間中 100万円	期間中 200万円	
自己負担額		なし		
年額保険料(掛金)		10,000~58,900円(200名まで)		

## プラン1-③ 保育所の什器・備品損害補償

保育所建物内の什器・備品について、幅広い範囲で補償します。偶然な事故のほか、保育所の園児等による破損も補償の対象となります。

保険金額・保険料		保険期間1年、一括払
1事故1年間(通算)		500~1,000万円(現金100万円)
自己負担額		1事故3,000円
年額保険料(掛金)		24,000~96,000円

# セットプラン(「基本セット」・「天災セット」)

保育所(法人)が、保育所管理や保育所業務に起因する事故により、法律上の賠償責任を負った場合の補償と、園児が保育所管理下中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをした場合の補償を組み合わせたものです。

- 基本セットプラン：賠償補償と園児の傷害事故補償をセットしたプランです。
- 天災セットプラン：大型賠償補償と園児の傷害事故補償(天災危険補償付)をセットしたプランです。

保険金額		基本セットプラン	天災セットプラン
賠償事故に対応	身体賠償(1名・1事故)	1億円・7億円	2億円・10億円
	財物賠償(1事故)	1,000万円	1,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金支払限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
園児の傷害事故に対応	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用	1名につき5万円	1事故10万円限度
	死亡保険金	121.2万円	108万円
	後遺障害保険金	程度に応じて死亡保険金額の4%~100%	
	入院保険金(1日あたり)	1,700円	1,500円
	手術保険金	入院中の手術：入院保険金日額の10倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍	
	通院保険金(1日あたり)	1,100円	1,000円
天災補償	なし	あり	

※天災セットプランの園児の傷害事故補償では地震・噴火またはこれらによる津波によるケガも補償されます。

### 保険料

保育所の賠償事故補償分 保険期間1年、一括払、自己負担額なし

定員数	基本セットプラン 年額保険料	天災セットプラン 年額保険料
1~10名	17,300円	21,300円
11~20名	18,500円	22,800円
21~30名	19,700円	24,300円
31~40名	20,900円	25,800円
41~50名	22,700円	28,000円
51~60名	23,900円	29,500円
61~70名	25,100円	31,000円
71~80名	26,300円	32,500円
81~90名	27,500円	33,900円

園児の傷害事故補償分		保険期間1年、2口まで加入できます。
園児1名あたり		870円(1口) 1,190円(1口)

定員数	基本セットプラン 年額保険料	天災セットプラン 年額保険料
91~100名	29,300円	36,200円
101~110名	30,500円	37,700円
111~120名	31,700円	39,200円
121~130名	32,900円	40,700円
131~140名	34,100円	42,200円
141~150名	35,300円	43,700円
151名以降 1~10名増ごとに	1,420円	1,800円

園児の傷害事故補償分		保険期間1年、2口まで加入できます。
園児1名あたり		870円(1口) 1,190円(1口)

## プラン2 保育所利用者の補償

### プラン2-1 園児の傷害事故補償

園児が保育所管理下中に急激かつ偶然な外来の事故により、身体に傷害(ケガ)を負った場合の補償です。過失の有無に関係なくお支払いすることができるため、保育所事故の早期・円満解決に有効です。

保険料	職種級別A級、保険期間1年、一括払
	園児(定員1人1口あたり)
	520円

保険金額	10口まで加入できます。
	1口あたりの保険金額
死亡保険金	103万円
後遺障害保険金	程度に応じて死亡保険金額の4~100%
入院保険金日額	800円
手術保険金	入院中の手術：8,000円 外来の手術：4,000円
通院保険金日額	500円

### プラン2-2 来園者の傷害事故補償

園児、職員以外の地域子育て支援拠点事業等における来園者が、来園中に、急激・偶然・外来の事故により、身体に傷害(ケガ)を負った場合の補償です。

保険料	職種級別A級、保険期間1年、一括払
	年間延べ利用者人数・1名1日・1口あたり
	4円

保険金額	10口まで加入できます。
	1口あたりの保険金額
死亡保険金	100万円
後遺障害保険金	程度に応じて死亡保険金額の4~100%
入院保険金日額	800円
手術保険金	入院中の手術：8,000円 外来の手術：4,000円
通院保険金日額	500円

### プラン2-3 園児送迎車搭乗中の傷害事故補償

園児送迎車に搭乗中の方が、急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害(ケガ)を負った場合の補償です。自動車保険など他の保険とは関係なくお支払いします。

保険料	保険期間1年、一括払
	法定乗車定員・1名1口あたり
	自家用乗用車・バス・自家用貨物車 など
	2,000円

保険金額	2口まで加入できます。
	1口あたりの保険金額
死亡保険金	351.5万円
後遺障害保険金	程度に応じて死亡保険金額の4~100%
入院保険金日額	4,000円
手術保険金	入院中の手術：40,000円 外来の手術：20,000円
通院保険金日額	2,600円

## プラン3 職員等の補償

### プラン3-1 保育所の労災事故補償

#### ■職員の労災上乗せ補償

職員が被った政府労災の対象となる業務上災害、通勤災害について、政府労災の給付金に上乗せして保険金をお支払いします。死亡時保険金額(補償金額)1,200万円の充実した補償です。

保険料	保険期間1年、天災危険担保特約条項セット、一括払
	政府労災申告(加入)職員・1名あたり
	1,800円

#### ■使用者賠償責任補償

政府労災、労災上乗せ補償を上回る損害賠償を補償します。

保険料	保険期間1年、天災危険担保特約条項セット、一括払、自己負担額なし
	賃金総額100万円あたり
	177円

保険金額	<身体補償>
	補償金額
死亡	1,200万円
後遺障害(14級~1級)	20~1,200万円
休業補償(4日目以降)	1日につき 3,000円

<災害付帯費用>	保険金額
死亡・後遺障害	5~40万円

保険金額	自己負担額なし
	保険金支払限度額
	1名1億円・1災害3億円

### プラン3-2 役員・職員の傷害事故補償

補償対象とした役員・職員が施設業務従事中および通勤途上に、急激かつ偶然な外来の事故により、身体に傷害(ケガ)を負った場合の補償です。加入タイプにより実習生、非常勤保育士、業務補助者を対象とすることも可能です。

保険料	職種級別A級、保険期間1年、一括払
	保育所職員・1名1日1口あたり
	1型 2型
	3円 13円

保険金額	1型は10口、2型は5口まで加入できます。	
1口あたりの保険金額	1型	2型
死亡保険金	140万円	1,000万円
後遺障害保険金	程度に応じて死亡保険金額の4~100%	
入院保険金日額	1,500円	3,000円
手術保険金	入院中の手術：15,000円 外来の手術：7,500円	入院中の手術：30,000円 外来の手術：15,000円
通院保険金日額	600円	2,000円

### プラン3-3 役員・職員の感染症罹患事故補償

役員・職員の業務遂行に起因して感染症\*に罹患した場合の補償です。\*5類感染症への移行に伴い、新型コロナウイルス感染症は対象外となりますのでご注意ください。\*補償対象となる感染症の詳細は、手引またはホームページにてご確認ください。

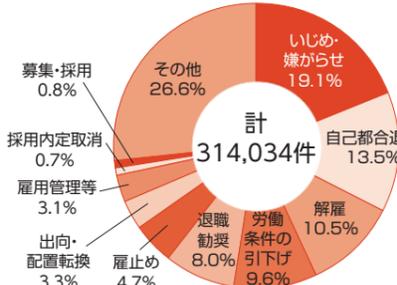
保険料	保険期間1年、一括払	
	常勤役員・職員1名あたり	非常勤役員・職員1名あたり
	300円	180円

保険金額	保険金額
死亡補償	100万円
入院一時金	入院期間により2万円・3万円・5万円
通院一時金	通院4日以上 1万円

### プラン3-4 雇用慣行賠償補償

労働関係におけるトラブルに起因して、法人が負担する損害賠償金、争訟費用を補償します。

個別労働紛争 相談件数の内訳



出典『厚生労働省 個別労働紛争解決制度の施行状況(令和5年度)』

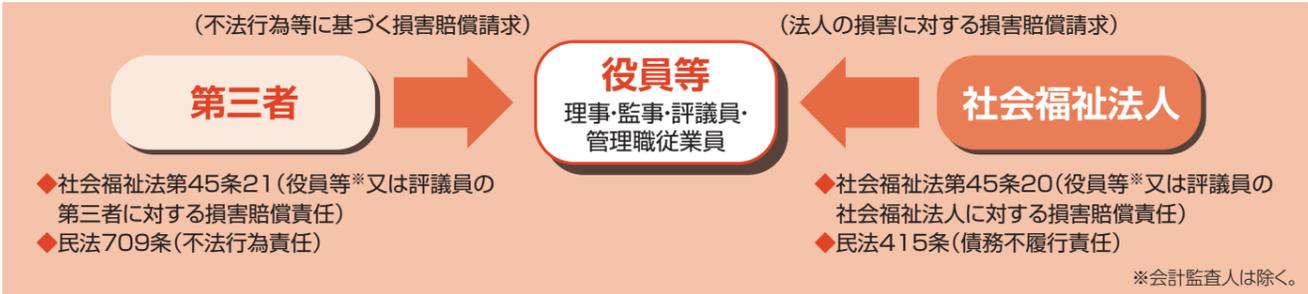
保険金額・保険料

保険金額	法人全体の事業収入区分別保険料					
(1事故・期間中)	①	②	③	④	⑤	⑥
	3億円以下	10億円以下	30億円以下	50億円以下	100億円以下	200億円以下
Aタイプ 1,000万円	17,040円	52,440円	126,060円	179,950円	233,060円	330,530円
Bタイプ 2,000万円	24,000円	73,920円	177,780円	253,880円	328,860円	466,130円

## プラン4 法人役員等の補償

### プラン4 社会福祉法人役員等の賠償責任補償

社会福祉法人の役員等の個人が業務として行った行為(不作為を含みます)に起因して、保険期間中に損害賠償請求を提起され、法律上の損害賠償責任・争訟費用を負担することによって被る損害を補償するプランです。役員等には法人のすべての役員(理事・監事)および評議員、管理職従業員(理事会で選任された施設長・園長などの重要な使用人)が含まれます。\*



保険金額・保険料

保険金額	事業収入区分別保険料					
(1事故・期間中)	①	②	③	④	⑤	⑥
	3億円以下	10億円以下	30億円以下	50億円以下	100億円以下	200億円以下
Aタイプ 5,000万円	52,000円 (5,000円)	56,000円 (6,000円)	60,000円 (6,000円)	66,000円 (7,000円)	80,000円 (8,000円)	95,000円 (10,000円)
Bタイプ 1億円	73,000円 (8,000円)	76,000円 (8,000円)	84,000円 (9,000円)	92,000円 (10,000円)	111,000円 (12,000円)	131,000円 (14,000円)
Cタイプ 3億円	105,000円 (11,000円)	111,000円 (12,000円)	121,000円 (13,000円)	133,000円 (14,000円)	161,000円 (17,000円)	190,000円 (20,000円)

\* ( )内の保険料は法人訴訟部分の内訳保険料です。役員が個人負担する場合は当該保険料を参考に配分してください。